

# 相・続・通・信 第15号

## 相続手続支援センター

松本駅前店  
〒390-0817 長野県松本市巾上 13-6  
TEL0263-35-6481 / FAX0263-87-2117

長野駅前店  
〒380-0921 長野県長野市栗田 292 番地  
TEL026-223-1322 / FAX026-291-4163



## 遺言書を作りたい！ あなたへ参加して欲しいセミナー

### 遺言セミナーを開催します

近年雑誌での特集、ガイドブック、メディア等で紹介され、すっかり身近な存在となった遺言書。実際に遺言の作成をしたいと思っても、手を付けられないでいる方が多いのではないのでしょうか。また、いろいろな情報を基に作ってみた遺言書。でも本当にこれで大丈夫なのかと心配している方も多いのでは。どんな人が作るの？有効無効とは？書き方は？これで相続争いは避けられる？遺言に意外な落とし穴が！？などなど 現在、遺言手続を行っている専門相談員が、実体験をふまえた話を致します。

**尚、本セミナーは予約制となっております。参加ご希望の方は、下記電話番号までお電話をお願いします。**

### 詳細

日程：12月18日（土）

午前の部：長野市 定員50名様限定

会場：ホクト文化ホール 第3.4会議室

講義時間：10:00～11:30

個別相談：11:30～12:00（先着順）

受付開始：9:30～

持物：筆記用具

午後の部：松本市 定員30名様限定

会場：松本市勤労者福祉センター 第4会議室

講義時間：15:00～16:30

個別相談：16:30～17:00（先着順）

受付開始：14:30～

持物：筆記用具

両会場共に参加は無料です

### 講師

相続手続支援センター松本駅前店  
専門相談員：清水 あゆ子

講師紹介：松本駅前店にて、相続に関する手続き全般を専門に相談、手続を行う。遺言書作成、遺言執行者、遺留分減殺請求等、数々の遺言にかかる手続きの経験を持つ。相続に関わる

手続の担当件数は延べ150件を超える。  
小学1年生と保育園児の2児の母  
ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引主任者

### 講座内容

1. 遺言は何故必要か？
2. 遺言の作成時に注意すること
3. 遺言の実行時～現在の手続事情
4. よくある遺言手続におけるトラブル
5. 遺言の限界＝遺留分
6. 跡取りは事前に指定をする時代に…
7. 「遺言執行者」の重要性について
8. 遺言ではない選択をした人  
～遺言は完全な相続対策なのか？
9. これからの相続・遺言

まずは申し込みのお電話、お待ちしております！

松本 0120-97-3713 長野 0120-49-1322

## 孫へも財産を残したいが、どうしたら良いか？

最近よくこのような質問を受けることがあります。相続税対策や子供だけでなく孫へも財産を残してあげたいなど、理由は様々ですが孫へ財産を残したいと考えている方が多いようです。それでは、孫へ財産を残すためには、どのようにしたら良いのでしょうか？

遺言のない相続の場合、基本的に法定相続人以外に財産を承継することはできず、孫は法定相続人にならないため、財産を承継することができません（代襲相続を除く）。

今回は、孫に財産を残す方法3つとそれぞれの注意点を簡単にご紹介します。

孫に財産を残す旨の遺言を残すことで、法定相続人以外の孫にも財産を承継させることができます。また、遺言は孫に財産を残せるというメリットだけでなく、相続後の手続きをスムーズに進めることができるなどのメリットもあります。ただし、遺言には法律で定められた形式があるため、形式に則っていない遺言は無効となってしまうことがありますので注意が必要です。

孫を養子にすることで、孫は民法上の法定相続人になり財産を承継することができます。相続税法上、養子を取れば1人につき1,000万円の基礎控除が増えるため、相続税対策としてもメリットはあります。ただし、実子がいる場合は1人まで、いない場合は2人までの養子しか基礎控除は認められませんので、相続税対策で行う場合には注意が必要です。

生前に財産を贈与することにより孫に財産を承継することもできます。年間110万円以内の贈与であれば贈与税もかかりません。また孫への生活費や教育費は、非課税財産として110万円を超えても贈与税の課税対象とはならないというメリットもあります。ただし、教育費（入学金等）がきちんと使われていなかったりすると、贈与税の対象になる可能性もあるため注意が必要です。

このほかにも、遺言や養子縁組などにより孫が財産を承継する場合には、相続税が2割加算されるといった注意点もあるため、生前対策をご検討する際は、当センターまでお気軽にご相談ください。

## 相続 “豆” 知識

Q

夫が6月に死亡しました。その後私はサラリーマンの息子と同居しています。私は夫が死亡した際の準確定申告で配偶者控除の対象になりました。

現在私は遺族年金の収入しかありませんが、本年末の、息子の年末調整において扶養控除の対象になりますか？

A

控除対象配偶者又は扶養親族に該当するかの判断は、その年の12月31日の現況によることとされていますが、年の途中で死亡した場合は、その死亡のときの現況により判断することになります。

また、ある一人を対象として、複数の人が重ねて配偶者控除や扶養控除を受けることはできません。

しかし、年の途中で死亡した人の控除対象配偶者であっても、その後その年中において他の人の控除対象配偶者又は控除対象扶養親族に該当する場合は、その人が配偶者控除や扶養控除を適用することが可能となります。

したがって、ご主人が亡くなられた際に配偶者控除の対象となっても、今回息子さんの年末調整において扶養控除の対象となることができます。

今後当センターからのお知らせをご希望されない方は、お手数ですが下記までご連絡をお願い致します。

相続手続支援センター松本店：0120-97-3713 相続手続支援センター長野店：0120-49-1322